

愛労委令和6年（不）第3号事件（7条2号・3号）

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社（以下「会社」という。）が、①申立人X組合（以下「組合」という。）が令和5年11月26日に申し入れた団体交渉（以下「団交」という。）の開催日を令和6年2月17日とし、同日の団交（以下「2.17団交」という。）において、「その他支給」（旅費・宿泊費）は賃金ではないと虚偽の説明を行ったこと及び②組合が同日に申し入れた団交の開催日を同年5月11日とし、同日の団交（以下「5.11団交」という。）において、「その他支給」（旅費・宿泊費）に係る割増賃金を支払うことを約束し、支払時期や計算式まで確認したのに反して、同年6月28日、「その他支給」（旅費・宿泊費）を出来高給として割増賃金を計算した資料を組合に送付し、かつ、会社の計算した金額を支払わないでいることが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号及び3号の不当労働行為に該当するとして、同年7月9日に申立てがされた事件である。

2 本件の争点

「その他支給」（旅費・宿泊費）に係る割増賃金について、次の（1）及び（2）の会社の一連の対応は、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に該当するか。

- （1）組合が令和5年11月26日に申し入れた団交の開催日を令和6年2月17日とし、2.17団交で「その他支給」（旅費・宿泊費）は労働基準法（以下「労基法」という。）11条に規定する賃金ではないと説明したこと
- （2）組合が令和6年2月17日に申し入れた団交の開催日を同年5月11日とし、5.11団交で「その他支給」（旅費・宿泊費）に係る割増賃金について、「その他支給」（旅費・宿泊費）を173で割って1.25を掛けて計算することを確

認したか。確認した場合、同年6月28日に会社の計算した資料を送付し、その後、会社の計算した金額を支払っていないこと

3 主文の趣旨

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

2.17団交及び5.11団交の開催について、申入れから開催までの期間がそれぞれ約3か月かかったのは事実であるが、組合の団交申入れに対する会社の提案を組合も一応は受け入れており、会社が団交を遅延させて解決を遅らせようとしていたと認めることはできない。

また、会社が、2.17団交で「その他支給」（旅費・宿泊費）は労基法11条に規定する賃金ではないと説明したことは、「その他支給」（旅費・宿泊費）を課税対象と明確に認識して取り扱っていたとはいえず、会社の実際の認識と形式上の取扱いが必ずしも一致していたとはいえない状況において、当時の会社の認識を述べたものにすぎず、虚偽を述べようとい図したとまではいえない。

さらに、会社は、2.17団交で「その他支給」（旅費・宿泊費）は同条に規定する賃金ではないと説明した理由についても述べており、2.17団交における会社の対応が不誠実であったとまではいえない。

加えて、会社が「その他支給」（旅費・宿泊費）を出来高給とした上で、組合の組合員の令和3年4月から令和6年4月までの「その他支給」（旅費・宿泊費）に係る割増賃金を計算した資料（以下「本件資料」という。）を送付したことは、5.11団交で割増賃金の計算方法について確認したものの、確定的な合意があったとはいえない中で、検討し直した結果を伝えたものであり、そのこと自体は制限されないといえることから、団交の形骸化・組合

の無力化を目的とするものであったとまではいえない。

そして、令和7年5月26日まで「その他支給」（旅費・宿泊費）に係る割増賃金を支払わなかったのは、本件資料の金額を組合の求める「一部支払い」として支払うのではなく、慰謝料も含め確定した金額を支払いたいとの意向に基づき行ったものであって、組合の無力化を目的とするものであったとはいえない。

以上の経緯等に照らして総合的に考慮すると、会社の一連の対応は、誠実交渉義務に違反しているとも支配介入をしているともいうことはできず、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に該当しない。